

文京区情報システムの概要



文京区シンボルマーク

文の京

令和5年9月

文京区企画政策部情報政策課

目 次

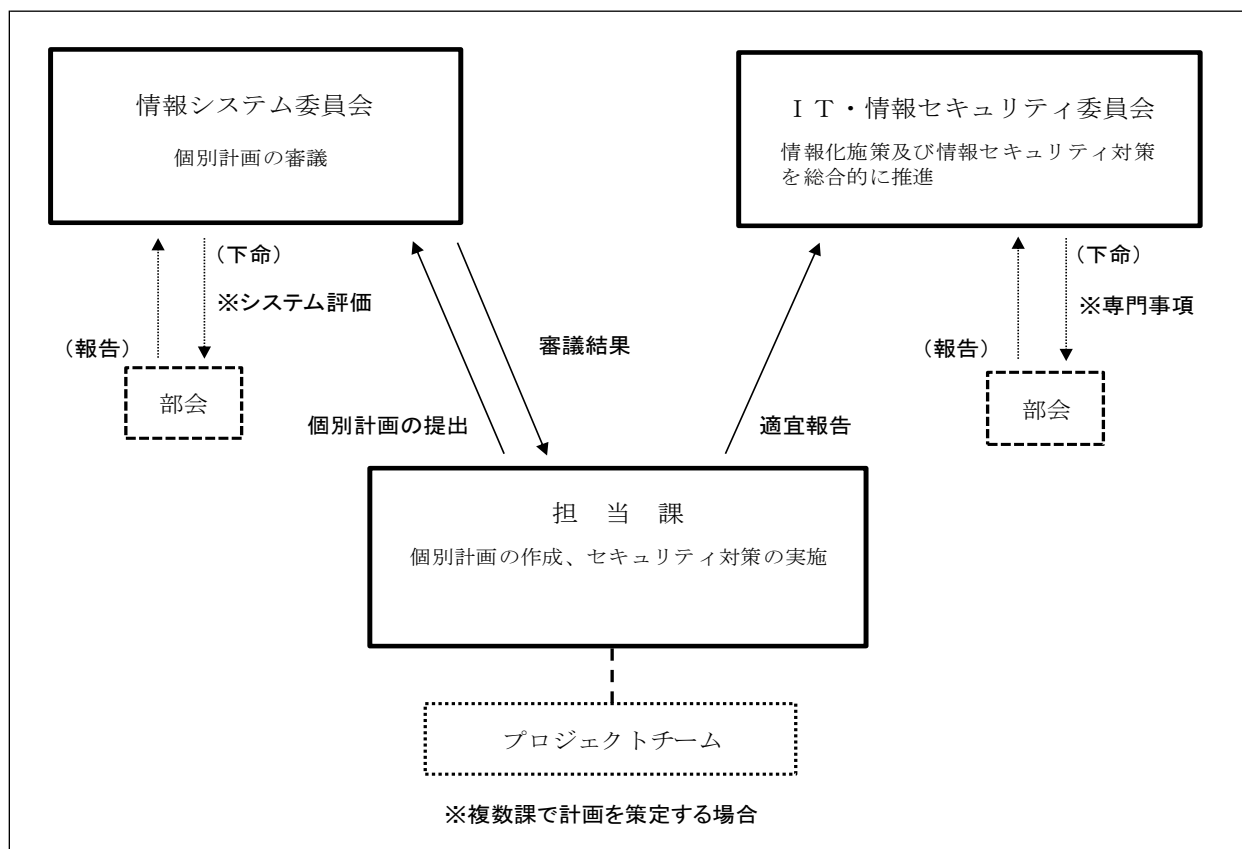
	頁
I 組織.....	1
1 推進組織.....	3
2 情報政策課.....	3
3 予算及び決算額.....	6
II オンラインシステム.....	7
1 共通仮想化基盤.....	7
2 基幹情報系システム（住民情報系システム）.....	7
3 インターネット施設予約システム.....	9
4 内部情報系システム.....	11
5 ネットワーク.....	13
6 適用業務.....	16
III 小型機電子計算機システム.....	22
1 小型電子計算機システム（令和4年度）.....	22
2 小型電子計算機の主な記録項目.....	22
IV 情報化の推進.....	26
1 小型電子計算機の共通基盤への搭載について.....	26
2 電子申請利用状況.....	27
3 職員の情報リテラシー向上.....	29
4 自治体DX推進の取り組み.....	30
V 関係規程等一覧.....	33
文京区電子計算組織の運営に関する規則.....	33
文京区情報セキュリティに関する規則.....	37

※本書は、原則として令和5年3月末（令和4年度内）での実績を記載したものです。

I 組織

1 推進組織

(1) 組織関係図



(2) IT・情報セキュリティ委員会

ア 設置目的

情報化施策及び情報セキュリティ対策を総合的に推進する。

イ 所管事項

- (ア) 情報化の推進に関すること。
- (イ) 情報セキュリティに関すること。
- (ウ) その他委員長が必要であると認めた事項

(3) 情報システム委員会

ア 設置目的

電子計算組織の適正かつ効率的な運営を図る。

イ 所管事項

- (ア) 電子計算組織の適用計画に関すること。
- (イ) 電子計算組織に記録する住民に関する項目の追加、変更及び廃止に関すること。
- (ウ) 電子計算組織に係る機種の変更並びに新設及び増設に関すること。
- (エ) 前3号に掲げるもののほか、電子計算組織の運営に関する事項で、委員長が必要であると認めた事項

(4) 開催実績（令和4年度審議事項）

ア 情報システム委員会

第1回（令和4年8月24日）

- ・小型電子計算機設置等計画について

第2回（令和4年12月8日）

- ・電子計算組織適用計画について（変更分）
- ・令和5年度電子計算組織適用計画について
- ・令和5年度小型電子計算機設置等計画について

イ システム評価部会

第1回（令和4年7月19日）

- ・評価対象システム

（仮称）文京区児童相談情報管理システム（子ども家庭支援センター）

※IT・情報セキュリティ委員会・部会については、開催実績なし。

2 情報政策課

(1) 分掌事務

ア 電子計算組織による情報の処理に関すること。

- (ア) 住民記録に係る各種システム
- (イ) 税務システム
- (ウ) 国民健康保険システム
- (エ) 国民年金システム
- (オ) 財務会計システム
- (カ) 後期高齢者システム
- (キ) インターネット施設予約システム

イ 電子計算組織の運用に関すること。

- (ア) 電算適用計画
- (イ) システム評価
- (ウ) 事務用パソコンの管理
- (エ) 庁内ネットワークの管理
- (オ) セキュリティ対策

ウ 電子計算機器、OA機器等に係る指導及び助言に関すること。

- (ア) 小型電子計算機の導入・調達支援
- (イ) 標準ソフトウェアの対応

エ 情報通信技術を活用した行政サービス創出等の推進に関すること。

オ 情報政策に関すること。

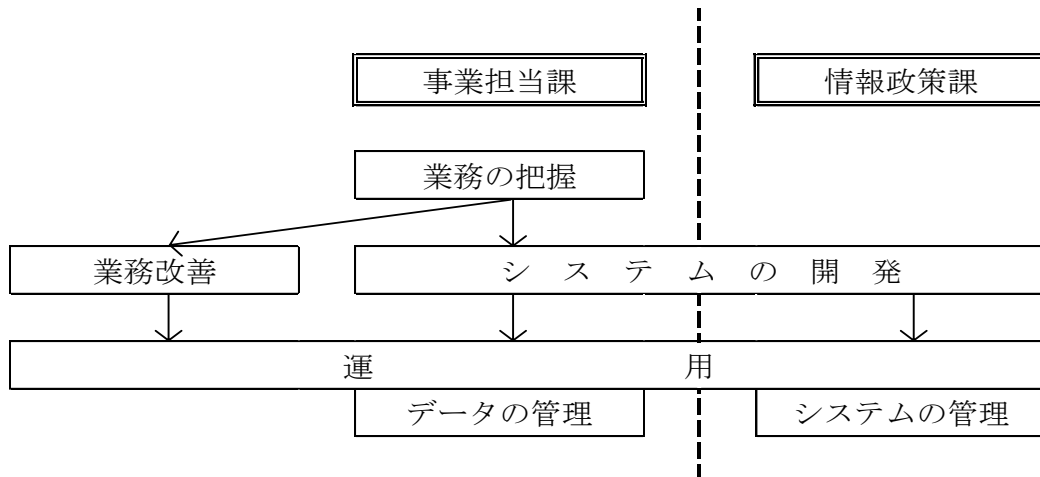
- (ア) 情報システム取組指針
- (イ) イン트라ネットの推進

(2) 職員構成（令和5年4月現在）

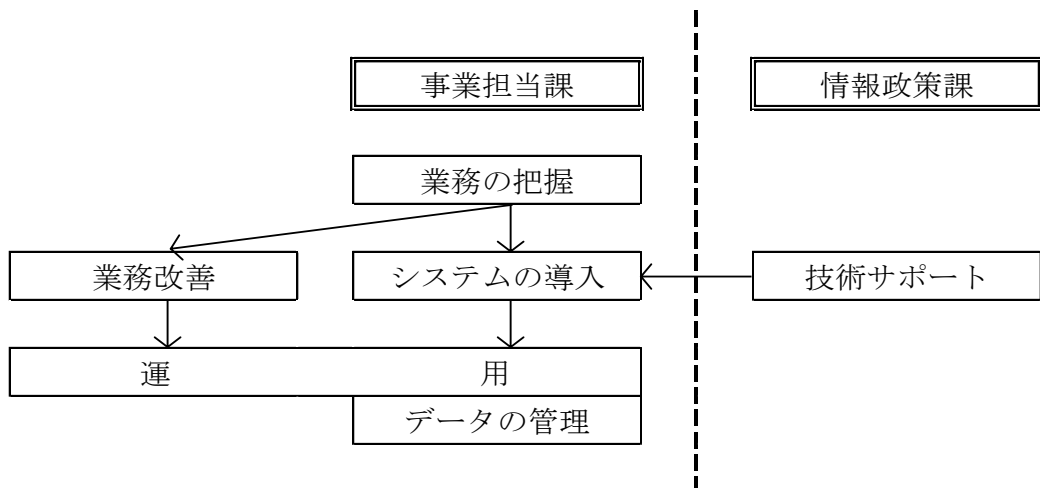
ア	課長	1人
イ	主査	6人
ウ	一般職員	17人
	・IT推進担当	3人
	・住民情報系運用担当	7人
	・OA担当	4人
	・ICT戦略担当	3人
エ	IT専門支援員（会計年度任用職員）	3人

(3) 担当課との役割分担

ア オンラインシステム



イ 小型電子計算機システム



(4) 安全対策設備

ア 電源・瞬時帯電対策（施設全体）

避雷設備、自家用発電機

イ マシン室対応

(ア) 防火設備等

自動火災報知器、ハロゲン消火器、地震感知器、漏水感知器

(イ) 空調設備

専用水冷式空調機、専用空冷式空調機

(ウ) 電源

無停電電源装置

(エ) 機器類固定・落下防止

- サーバラック（アンカーボルト固定）
- (オ) セキュリティ対策（入退室管理）
 - ＩＣカード及びカードリーダー、監視カメラ

(5) 事業継続計画（BCP）

区の行政サービスの実施・継続のためには、その業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が不可欠となっており、情報システム等が長期間停止した場合には、区民生活や地域経済活動に大きな支障が生じる可能性がある。

大規模な災害、事故、事件等が発生し、文京区に相当の被害があった場合においても、情報政策課が所管する優先度の高い通常業務を速やかに運用確保することを目的に、職員の行動計画等を定めた事業継続計画（BCP）を策定しており、必要に応じて修正している。

その中では、非常時の実施手順や作業内容等を明確にしており、職員全員の理解を深め、役割を確実に果たすことができる等対応能力の向上を図っている。

【優先度の高い通常業務】

- ア 住民情報システムの運営（着手時間：D…発災後3日以内に業務に着手する。）
- イ 内部情報システム（グループウェア、ファイルサーバ、LGWAN等）の運用（着手時間：A…発災後3時間以内に業務に着手する。）
- ウ 庁内ネットワークの運営（着手時間：A…発災後3時間以内に業務に着手する。）

【事業継続計画の記載項目】

項目	内容
1 個別計画の趣旨・基本方針等	(1) 個別計画の趣旨 (2) 個別計画の実施における基本方針 (3) 他の計画との関係
2 緊急時対応	(1) 緊急時対応体制 (2) 緊急時における行動計画（就業時間内の場合） (3) 緊急時における行動計画（就業時間外、夜間・休日の場合） (4) 被害チェックリスト（システム以外）
3 優先度の高い通常業務	(1) 住民情報システムの運営 (2) 内部情報システムの運営 (3) 庁内ネットワークの運営
4 リソースの現状	(1) システム機器の設置状況 (2) ネットワークの状況 (3) データのバックアップ状況 (4) 人員の状況
5 事業継続計画の運用体制	(1) 運用及び検討体制

3 予算及び決算額

電子計算事務費

(単位：円)

事 項 名	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	予算現額	決算額	予算現額	決算額	当初予算額
1 デジタル化推進組織運営（電算化推進組織運営）	1,254,000	755,015	973,000	354,435	11,624,000
2 住民情報システム経費	721,683,000	620,335,033	1,280,807,345	1,257,730,591	1,596,984,000
3 内部管理システム経費	633,912,000	624,506,193	894,659,160	865,918,517	1,233,256,000
(1) 内部情報システム経費	495,133,000	489,827,580	779,244,160	757,511,106	1,116,693,000
(2) 財務会計システム経費	12,139,658	11,744,700	29,905,000	25,787,641	58,819,000
(3) 電子申請システム経費	9,343,342	9,343,326	9,702,000	9,659,566	7,594,000
(4) 施設予約システム経費	117,296,000	113,590,587	75,808,000	72,960,204	50,150,000
4 ネットワーク経費	172,032,000	162,013,186	184,431,655	176,585,892	199,957,000
(1) 庁内ネットワーク経費	149,237,000	141,473,634	162,902,655	158,628,633	181,224,000
(2) 公衆無線LAN経費	22,795,000	20,539,552	21,529,000	17,957,259	18,733,000
5 庶務関係経費	44,000	33,590	2,723,840	2,493,120	35,000
6 DX推進プロジェクト			1,699,000	1,115,414	
合 計	1,528,925,000	1,407,643,017	2,363,595,000	2,303,082,555	3,041,856,000

II オンラインシステム

1 共通仮想化基盤

基幹情報系システム(住民情報系システム)、内部情報システム及び小型電子計算機を、仮想化技術を活用した基盤上に搭載している。共通仮想化基盤に集約させることで、運用管理効率、リソース利用効率、スペース効率、電力効率を高め、機器等の統一的な維持管理とシステムの安定運用を図っている。

(1) 機器構成

物理サーバ 19 台

(2) 主な安全対策

ア 機器類

ハードディスクの冗長化、サーバの自動フェイルオーバー 及び負荷分散、UPS (無停電電源装置) の整備、遠隔監視 (ハードウェア監視、死活監視、プロセス監視、スケジュールジョブ監視)、庁外データセンター内にデータバックアップ環境を構築

(3) 主なファイル安全対策

ア 外部保管

毎日、日次データセーブをデータセンター内のバックアップストレージへコピー

2 基幹情報系システム(住民情報系システム)

住民記録情報を基に税務システムや国保システム、年金システム等の各種システムを共通仮想化基盤に搭載し連携させることにより、複雑かつ煩雑な事務を円滑かつ迅速に処理することを目的としたシステム

(1) 機器構成(共通仮想化基盤上のサーバ)

ア サーバ構成

税オンラインサーバ 1 台

住記オンラインサーバ 1 台

バッチサーバ 1 台

シンク滞納システムサーバ 1 台

後期高齢システムサーバ 1 台

EUC ファイルサーバ (COKAS-X 用、後期高齢用) 2 台

イメージファイリングサーバ 1 台

税・収納データベースサーバ 1 台

住記国保データベースサーバ 1 台

他 37 台

イ プリンタ

高速連続紙ページプリンタ 3台

カット紙レーザープリンタ 2台

(2) 利用者認証

生体（顔認証）と IC カードによる利用者の認証を実施している。

(2) 端末設置状況（令和5年4月現在）

（単位：台）

部（局・室）名	住民情報系システム					証明発行システム		
	ディスプレイ一体型端末機	デスクトップ型端末機	ノート型端末機	ページプリンタ 4700	ページプリンタ 8600	デスクトップ型端末機	ノート型端末機	ページプリンタ
企画政策部			13		1		9	2
総務部			79	6	6		1	1
区民部		43	11	9	5	8	9	11
アカデミー推進部								
福祉部			88	4	10			
子ども家庭部			4					
保健衛生部			4					
都市計画部			1					
土木部								
資源環境部								
施設管理部								
会計管理室								
教育推進部			1					
アカデミー推進部								
監査事務局								
選挙管理委員会事務局			2		1			
区議会事務局								
合計	0	43	203	19	23	8	19	14

3 インターネット施設予約システム

施設利用者が区の主な集会施設、アカデミー施設、シビックホール・スカイホール、スポーツ施設、学校施設を使用する際は施設に設置されている利用者用端末や自身のパソコン・スマートフォンなどからインターネット施設予約システム（『文の京』施設予約ねっと）を使い、空き状況の照会、空き施設申込み、抽選申込み等を行うことができます。

このインターネット施設予約システムを用いることにより、職員の事務及び施設管理等の業務効率化が図られるとともに、施設利用者の利便性が向上しています。

(1) インターネット受付時間 24時間 ただし抽選、随時申込初日は午前9時から

(2) 設置施設一覧 (台)

	設置台数		
	管理者用PC型	口座振替伝送用PC型	利用者用タブレット型
各所管課 (9課)	9	0	0
集会施設 (27施設)	32	3	25
アカデミー施設 (6施設)	6	0	6
文化施設 (1施設)	6	1	3
スポーツ施設 (7施設)	8	2	6
学校施設 (小学校20校) (中学校10校)	30	0	0
合計	91	6	40

(3) インターネット施設予約システムの変遷

年度	主な変遷
令和3年度	・新システム運用開始（令和4年1月19日～）
令和4年度	・全区立小、中学校等31施設の追加（8月一般予約受付開始） ・クレジットカード決済導入改修（令和5年5月決済受付開始）

(4) 利用実績

ア 有効利用者数推移

各月末日人数 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インターネット利用者*1	8,228	8,507	8,865	9,204	9,443	9,691	9,956	10,163	10,356	10,581	10,803	11,037
窓口利用者 (管理者端末*2)	3,126	3,243	3,349	3,422	3,505	3,595	3,596	3,679	3,769	3,847	3,973	3,963
計	11,354	11,750	12,214	12,626	12,948	13,286	13,552	13,842	14,125	14,428	14,776	15,000

イ 申込状況 (抽選)

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インターネット利用者*1	7,821	7,343	7,582	7,675	8,101	8,318	8,272	8,006	7,812	8,704	8,423	8,572
窓口利用者 (管理者端末*2)	794	733	781	692	726	783	883	833	868	878	895	852
計	8,615	8,076	8,363	8,367	8,827	9,101	9,155	8,839	8,680	9,582	9,318	9,424

ウ 申込状況 (予約)

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インターネット利用者*1	3,216	3,316	2,999	2,883	3,397	3,619	3,431	3,249	3,148	4,065	3,491	3,883
窓口利用者 (管理者端末*2)	3,399	3,321	3,377	3,788	2,703	2,391	2,908	3,887	5,729	5,075	3,145	3,165
計	6,615	6,637	6,376	6,671	6,100	6,010	6,339	7,136	8,877	9,140	6,636	7,048

エ アクセス状況

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者端末*3	1,007	795	813	628	627	601	569	478	541	689	642	544
インターネット	31,992	32,669	34,193	32,025	38,180	36,338	37,092	42,606	33,807	37,406	36,261	52,641
窓口利用者 (管理者端末)	27,238	27,487	26,927	25,745	24,949	24,919	24,704	23,682	22,351	23,534	24,622	24,211
計	60,237	60,951	61,933	58,398	63,756	61,858	62,365	66,766	56,699	61,629	61,525	77,396

*1 ア～ウのインターネット利用者には利用者端末の利用も含まれます。

*2 利用者端末 … 各施設に設置された利用者が操作できる端末

*3 管理者端末 … 各施設の事務室内に設置された職員が操作する端末

4 内部情報系システム

事務用パソコンを端末機とし、庁内ネットワークを用いて全庁的に稼働するシステム

(1) 主なシステム

ア 財務会計システム

本区の予算、契約等会計事務のシステム化により、事務の正確性、効率化を図る。
共通仮想化基盤上にWebサーバをゲストサーバとして構築し、運用している。

イ グループウェア

個々の事務用パソコンからの電子メール、庁内掲示板やファイル共有により事務の効率化を図る。

(2) 事務用パソコン等設置状況（令和5年4月現在）

（単位：台）

部（局・室）名	パソコン	プリンタ
企画政策部	72	11
総務部	180	16
区民部	195	23
アカデミー推進部	48	3
福祉部	323	12
子ども家庭部	409	28
保健衛生部	207	12
都市計画部	71	3
土木部	117	3
資源環境部	75	4
施設管理部	46	4
会計管理室	13	5

教育推進部	546	135
監査事務局	6	1
選挙管理委員会事務局	7	1
区議会事務局	14	1
合 計	2,329	262

(3) テレワーク用端末数（令和5年4月現在）

テレワーク用端末数	100 台
-----------	-------

(4) Web会議ライセンス数（令和5年4月現在）

Web会議ライセンス数	8
-------------	---

(4) RPA用端末（令和5年4月現在）

RPA用端末	
フル機能端末（シナリオ作成及び実行）	19 台
シナリオ実行専用端末	7 台

※RPA＝複数のソフトウェアを跨いだ業務自動化のために使用するソフトウェア
Robotic Process Automation の略語

(5) AI議事録端末（令和5年4月現在）

AI議事録端末	2 台
---------	-----

※AI議事録＝人工知能を利用した議事録作成支援ソフト

5 ネットワーク

(1) 庁内ネットワーク（LAN）

ア LAN形態

ギガビット Ethernet

基幹系システムと内部情報系システムのネットワークは、論理的に分離する。

イ プロトコル

TCP/IP（標準プロトコル）

(2) 庁内ネットワークと出先機関とのネットワーク

ア 通信回線

専用回線（Wide Area Virtual Switch）

イ 利用業務

証明発行サービス、財務会計等

ウ 接続先 102 施設（令和5年4月現在）

地域活動センター(9)、区民センター、文京ふるさと歴史館、子育てひろば、児童館(13)、育成室(12)、保育園(17)、グループ保育室こうらく、保健サービスセンター本郷支所、文京清掃事務所(3)、教育センター、真砂中央図書館、幼稚園(10)、小学校(20)、中学校(10)、八ヶ岳高原学園

(3) 無料公衆無線LAN

設置施設一覧（令和5年4月現在）

【Bunkyo Free Wi-Fi】

観光客など来街者に文京区の魅力ある観光情報を発信するとともに、災害発生時の情報提供や区民サービス向上のための無料Wi-Fiサービスです。

No.	施設名	所在地
1	小石川運動場	文京区後楽1-8-23
2	文京シビックセンター (アトリウム周辺・25階展望ラウンジ等)	文京区春日1-16-21
3	江戸川橋体育館	文京区小日向1-7-4
4	文京スポーツセンター	文京区大塚3-29-2
5	教育の森公園	文京区大塚3-29
6	江戸川公園	文京区関口2-1
7	肥後細川庭園 松聲閣	文京区目白台1-1-22
8	目白台運動公園	文京区目白台1-19・20
9	男女平等センター	文京区本郷4-8-3
10	文京ふるさと歴史館	文京区本郷4-9-29
11	区民センター	文京区本郷4-15-14
12	文京総合体育館	文京区本郷7-1-2
13	教育センター	文京区湯島4-7-10
14	不忍通りふれあい館	文京区根津2-20-7
15	森鷗外記念館	文京区千駄木1-23-4
16	コミュニティバス B-ぐる 12台	予備車両2台を含む
17	六義公園運動場	文京区本駒込6-16-10

【Bunkyo Free Wi-Fi01】

施設利用者や来街者等に、文京区の観光情報を発信するとともに、災害発生時の情報提供や区民サービス向上のための無料Wi-Fiサービスです。

No.	施設名	所在地
1	礪川地域活動センター	文京区小石川2-18-18
2	大原地域活動センター	文京区千石1-4-3
3	大塚地域活動センター	文京区大塚1-4-1 (中央大学茗荷谷キャンパス内)
4	音羽地域活動センター	文京区音羽1-22-14
5	湯島地域活動センター	文京区本郷7-1-2 (文京総合体育館内)
6	向丘地域活動センター	文京区向丘1-20-8
7	根津地域活動センター	文京区根津2-20-7 (不忍通りふれあい館内)
8	汐見地域活動センター	文京区千駄木3-2-6 (汐見地域センター内)
9	駒込地域活動センター	文京区本駒込3-22-4 (本駒込地域センター内)
10	文京総合福祉センター	文京区小日向2-16-15
11	区民センター	文京区本郷4-15-14
12	文京区勤労福祉会館	文京区本駒込4-35-15
13	文京福祉センター湯島	文京区湯島3-10-18
14	保健サービスセンター本郷支所	文京区千駄木5-20-18

【災害対策用】

すべての避難所・福祉避難所（一部は今年度中に配備予定）・妊産婦・乳児救護所に、避難所開設時に利用できる無料公衆無線LANのアクセスポイントを配備しています。

【civic Free Wi-Fi】

文京シビックセンター内でスマートフォン、PC やタブレット等の Wi-Fi 対応端末から、無料でインターネットをご利用いただけるサービスです。

No.	階数	利用可能場所
1	3 階南	障害者会館内
2	3 階北	健康センター内
3	4 階北	シルバーホール内
4	5 階南	子育て支援課、子ども家庭支援センター、ぴよぴよひろば
5	5 階北	区民会議室
6	8 階南	生活衛生課、健康推進課、予防対策課
7	8 階北	保健サービスセンター
8	9 階南	高齢福祉課、介護保険課
9	9 階北	障害福祉課、生活福祉課
10	10 階南	税務課
11	11 階南	国保年金課
12	12 階南	区民課、幼児保育課
13	14 階南	広報課、情報政策課

6 適用業務

(1) 電算利用状況（令和4年度）

ア バッチ処理

一定期間（又は一定量）データを集め、一括処理を行う処理方法である。

適用業務	種別	処理回数	主な処理
1 企画政策部 企画課			
ー 基本構想推進区民協議会等への参加案内発送業務	継	2年1回	対象者リスト、対象者宛名ラベル
2 企画政策部 広報課			
ー 広報メディアに関する区民意識調査	継	5年1回	調査対象者リスト
ー 世論調査	継	3年1回	調査対象者リスト
3 総務部 総務課 (ダイバーシティ推進担当課を含む)			
ー 男女平等参画意識実態調査	継	5年1回	対象者リスト、対象者宛名ラベル
1 町丁別各歳別男女別人ロデータの提供	継	年1回	町丁別各歳別男女別人ロデータ
2 総務部 防災課			
1 災害時における被災者・被災家屋場所等照合業務	変	月1回	住民記録情報
2 災害時における避難勧告等業務	継	年1回	街区ごとの世帯数及び世帯人員情報
3 被災者生活再建支援システムへの住記情報連携	継	月1回	住民記録情報
3 区民部 区民課			
ー 国勢調査審査事務	継	5年1回	国勢調査審査用住記一覧表
1 国勢調査調査区設定	継	年1回	町丁別、街区別、住居番号別データ
2 はたちのつどい通知	変	年4回	成人式名簿、成人者数調査
3 区民交通傷害保険名簿作成	継	年1回	死亡者データ抽出
4 住民基本台帳一覧表	継	年2回	住民基本台帳一覧表
5 新成人祝福メッセージ事業発送事務	変	年3回	対象者名簿、祝福メッセージはがき
6 令和4年就業構造基本調査における抽出単位名簿事前作成事務	新	年1回	対象者データ
3 区民部 経済課			
1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業	新	日1回	対象者データ
2 文京区生活支援臨時給付金	新	週1回	対象者データ
4 区民部 戸籍住民課			
1 戸籍情報システム	継	日1回	住基異動分データ一覧
2 印鑑登録システム	継	月1回	異動集計表、印鑑登録者集計表
3 住民基本台帳事務 (支援措置)	継	年1回	禁止及び停止サイン入力者データ
4 住民記録システム	継	日1回	閲覧台帳、送付先情報連携対象者一覧
5 アカデミー推進部 アカデミー推進課			
ー 文京区アカデミー推進計画に関する実態調査	継	5年1回	対象者リスト、対象者宛名ラベル
6 福祉部 福祉政策課			
ー 民生委員・児童委員の担当地区の世帯数等調査	継	3年1回	世帯数集計表
7 福祉部 高齢福祉課			
1 高齢者のための福祉と保健のしおりの作成	継	年1回	対象者リスト、対象者宛名ラベル
2 長寿お祝い事業	継	年4回	敬老金対象者名簿
3 ひとり暮らし高齢者等緊急連絡カード設置事業	継	年1回	ひとり暮らし高齢者名簿
4 ミドル・シニアへのDM作戦に係る対象者抽出	継	年1回	対象者リスト、対象者宛名ラベル
5 介護予防事業対象者把握業務	継	年3回	対象者データ、住記異動データ
6 認知症検診事業対象者把握業務	継	年4回	対象者データ、住記異動データ
7 地域包括ケア管理システム	継	日1回	住民記録異動データ
8 福祉部 障害福祉課			
ー 生活のしづらさなどに関する調査	継	5年1回	対象者リスト、対象者宛名ラベル
1 障害者福祉関係資格管理	継	月2回	住記異動者一覧
2 受給者所得調べ	継	月1回	マル障所得調査表
3 障害者 (児) 実態・意向調査 [予防対策課分を含む]	継	3年1回	障害者手帳所持者宛名ラベル
4 障害者総合支援システム (あゆむくん) へのデータ連携	継	日1回	住民記録情報 (税)
9 福祉部 介護保険課			
1 介護保険業務	継	日1回	住民記録情報
2 高齢者等実態調査	継	3年1回	対象者リスト、対象者宛名ラベル
10 子ども家庭部 子育て支援課			
ー 子ども・子育て会議運営業務 (委員選出のための案内送付) (ニーズ調査)	継	2年1回 5年1回	対象者リスト、対象者宛名ラベル
1 児童給付業務	継	日1回	住民記録情報 (税)
2 子育て支援事業総合管理システムへのデータ連携	継	日1回	住民記録情報 (税)
3 文京区子育て世帯応援特別給付事業対象者名簿作成業務	新	週1回	対象者データ
11 子ども家庭部 幼児保育課			
1 子育て支援施設等利用給付システム「ひつじ」へのデータ連携	継	日1回	住民記録情報 (税)
2 保育業務システム「こあら」へのデータ連携	継	日1回	住民記録情報 (税)
12 子ども家庭部 子ども家庭支援センター			
1 児童相談システム	継	週1回	住民記録情報
2 乳幼児健診未受診者、未就園児等の緊急把握調査	継	年2回	就学前児童情報

住民情報システム

住民情報システム	13 保健衛生部 生活衛生課		
	1	人口統計	継 年4回 人口集計表
	2	文京区健康に関するニーズ調査	継 6年1回 対象者リスト、対象者宛名ラベル
	14 保健衛生部 健康推進課		
	1	健康増進健診対象者データ（新75歳）	継 年1回 新75歳データ
	2	ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト事業に係る学習冊子配布	継 年1回 対象者リスト、対象者宛名ラベル
	3	がん検診システムへのデータ連携	継 日1回 住民記録情報
	15 保健衛生部 予防対策課		
	—	障害者（児）実態・意向調査	継 3年1回 障害者手帳所持者宛名ラベル
	1	予防接種システムへのデータ連携	継 日1回 住民記録情報
	16 土木部 管理課		
	—	自転車活用推進計画におけるアンケート調査	継 5年1回 対象者リスト、対象者宛名ラベル
	17 資源環境部 環境政策課		
	1	文京区地球温暖化対策地域推進計画に関するアンケートの実施	継 年1回 対象者リスト、対象者宛名ラベル
	18 資源環境部 リサイクル清掃課		
	—	リサイクル清掃事業に関する区民アンケート調査	継 5年1回 対象者リスト、対象者宛名ラベル
	19 選挙管理委員会事務局		
	1	定時登録事務	継 年4回 選挙人名簿抄本出力
	2	選挙時登録事務	継 随 時 選挙人名簿抄本出力
	3	投票人名簿調整事務	継 随 時 投票人名簿抄本出力
	4	裁判員候補者等名簿管理事務	継 年1回 最新有権者情報
	20 教育推進部 教育総務課		
—	「教育に関する区民意識調査」調査票発送業務（無作為抽出）	継 5年1回 対象者リスト、対象者宛名ラベル	
21 教育推進部 学務課			
1	就学・就園業務（きあらシステム）	継 日1回 住民記録情報データ連携 (税)	
22 教育推進部 児童青少年課			
1	青少年対策基礎人口調査	継 年2回 青少年人口集計	

税務システム	1 総務部 税務課		
	1	個人住民税システム	継 月1回 課税対象者の作成
	2	住民税の年金特徴	継 月1回 年金特徴候補者未特定リスト
	3	国税（所得税確定申告）データ連携	継 日1回 データ取込、帳票イメージ化
	4	軽自動車税業務（種別割）	変 月1回 当初課税処理・納付情報連携データ作成
	5	収納管理業務	継 日1回 消込データ変換
	6	収納管理	継 年12回 督促状出力処理
	2 福祉部 福祉政策課		
	1	住宅管理システムへの税情報の連携	継 年2回 該当者の税情報
	3 福祉部 障害福祉課		
	1	障害者総合支援システムへのデータ連携	継 月1回 該当者の税情報 (住)
	4 福祉部 生活福祉課		
	1	生活保護受給者課税状況調査	継 年1回 被保護者の課税調査
	5 福祉部 介護保険課		
	1	介護保険料賦課業務（税情報）	継 月1回 介護保険被保険者に係る税情報
	6 福祉部 国保年金課		
	1	国保賦課	継 月1回 被保険者の税情報
	2	国保給付	継 月1回 被保険者の税情報
	3	後期高齢者医療資格業務	継 月1回 後期高齢者医療に係る税情報
	4	国民年金 免除業務	継 月1回 国民年金加入者の税情報
	7 子ども家庭部 子育て支援課		
	1	児童給付業務	継 月1回 該当世帯の税情報 (住)
	2	子育て支援事業総合管理システムへのデータ連携	継 月1回 該当世帯の税情報 (住)
	8 子ども家庭部 幼児保育課		
	1	子育て支援施設等利用給付システム「ひつじ」へのデータ連携	継 月1回 該当世帯の税情報 (住)
	2	保育業務システム「こあら」へのデータ連携	継 月1回 該当世帯の税情報 (住)
	9 教育推進部 学務課		
	1	就学事務システム	継 月1回 該当世帯の税情報の取込み (住)

国保システム	1 福祉部 介護保険課		
	1 介護保険業務	継	月 1 回 国保被保険者情報
	2 福祉部 国保年金課		
	1 国保資格	継	週 1 回 証更新、前期高齢者、退職者医療
	2 国保賦課	継	月 2 回 本算定処理 (税)
	3 収納管理	継	日 1 回 消込・滞納整理、年切、還付、充当
	4 国保給付	継	日 1 回 給付資格作成 (異動分) (税)
年金システム	1 福祉部 介護保険課		
	1 介護保険業務	継	月 1 回 老齢福祉年金情報
	2 福祉部 国保年金課		
	1 給付業務	継	日 1 回 給付進達済更新者リスト
	2 適用業務	継	日 1 回 適用進達帳票
	3 免除業務	継	日 1 回 免除進達処理 (税)
後期高齢	1 福祉部 国保年金課		
	1 資格業務	継	日 1 回 所得・課税送付情報作成 (税)
	2 賦課業務	継	月 1 回 賦課及び期割情報
	3 収納業務	継	日 1 回 消込・過誤納・還付・充当・督促・催告
内情部報	1 企画政策部 財政課		
	1 財務会計システム(当初予算見積・内示等)	継	年 4 回 歳出予算見積書

(税)は、税務システムにも同業務がある業務 (住) は、住民情報システムにも同業務がある業務

※適用業務名の前の“-”は、隔年業務で実施年度でない業務を表す。

種別の「継」は継続業務、「新」は新規業務、「変」は変更業務を表す。

イ オンライン処理

ネットワークを通じて端末機からデータの入力を受け、即時に処理を行う処理方法である。

適用業務	種別	概要
1 企画政策部 財政課		
1 財務会計システム(当初予算見積・内示等)	継	予算関係全般を運用する。
2 総務部 職員課		
1 カード発行管理システム	継	職員証の管理・保守をする。
3 総務部 契約管財課		
1 契約管理システム	継	契約全般を運用する。
2 業者管理システム	継	業者登録全般を運用する。
3 検査管理システム	継	検査全般を運用する。
4 公有財産管理システム	継	公有財産全般を運用する。
5 インフラ・投資・その他資産管理システム	継	資産管理関連を運用する。
6 仮勘定管理システム	継	仮勘定管理全般を運用する。
7 固定資産管理システム	継	固定資産管理全般を運用する。
4 総務部 税務課		
1 個人住民税賦課事務	継	住民税賦課情報全般を運用する。
2 宛名管理事務	継	住登外者等宛名を運用する。
3 軽自動車税事務	継	軽自動車税全般を運用する。
4 収納管理事務	継	収納全般を運用する。
5 税証明発行事務	継	税証明発行を運用する。
6 滞納整理システム	継	納税全般を運用する。
5 区民部 区民課		
1 インターネット施設予約システム	継	区内施設の室場情報や予約等を運用する。
6 区民部 戸籍住民課		
1 印鑑登録事務	継	印鑑登録事務を運用する。
2 住基証明発行事務	継	証明全般を運用する。
3 住民基本台帳事務	継	住民記録全般を運用する。
7 福祉部 国保年金課		
1 国民健康保険 資格事務	継	国保の得喪を運用する。
2 国民健康保険 賦課事務	継	国保の賦課を運用する。
3 国民健康保険 収納管理	継	国保の収納を運用する。
4 国民健康保険 滞納整理	継	国保の滞納を運用する。
5 国民健康保険 国保給付システム	継	国保の給付を運用する。
6 国民年金業務	継	国民年金全般を運用する。
7 後期高齢者医療資格・共通業務	継	後期高齢者医療制度の資格管理業務を運用する。
8 後期高齢者医療賦課・収納業務	継	後期高齢者医療制度の資格管理業務を運用する。
8 会計管理室		
1 財務会計システム(予算執行・金銭会計支援)	継	歳出、歳入、日計、債権者、予算執行を運用する。
2 財務会計システム(備品・用品管理支援)	継	用品・物品事務を運用する。
3 財務会計システム(決算管理支援)	継	年度決算事務を運用する。
4 新公会計システム	継	財務書類作成に関する事務を運用する。
※種別の「継」は継続業務、「新」は新規業務、「変」は変更業務を表す。		

(2) 電子計算組織記録項目

事務の種類	記 録 項 目	主な活用例
住民税	基本項目、個人番号、普通徴収番号、特別徴収番号、所得額、所得控除額、扶養状況、課税標準額、都民税額と区民税額、口座関係項目、電話番号、納税額、収納年月日、督促状発付年月日等	税額計算、納税通知書の発行、収納状況の管理、納・課税証明書の発行、税務統計
軽自動車税	基本項目、個人番号、徴収番号、標識番号、車種、定置場、登録・廃車年月日、課税額、納税額、収納年月日、督促状発付年月日等	税額計算、納税通知書の発行、収納状況の管理、納税証明書の発行
住民基本台帳	基本項目、個人番号、住民票番号、本籍、筆頭者氏名等	住民票の発行、就学・成人式等の通知・案内、各種統計等
印鑑登録	基本項目、印鑑登録番号、登録・廃止年月日、印影、異動年月日と事由等	印鑑登録、印鑑登録証明書の発行
障害福祉	基本項目、個人番号、前年の所得・老人扶養・特定扶養・配偶者特別控除等の税情報、受給者番号、手帳種別・等級・障害コード・愛の手帳程度等の手帳状況、支給期間、障害程度区分、タクシー券交付・紙おむつ支給等の給付記録等	障害者福祉手当の支給、受給資格の判定等
国民健康保険	基本項目、個人番号、記号番号、資格取得年月日、加入世帯の所得情報、年額保険料、納付額、口座関係項目、電話番号、受診年月、医療機関名・番号、診療日数、決定金額と点数、高額療養費判定区分、介護保険の有無等	保険料計算と納入通知書の発行、収納状況の管理、高額療養費の支給、診療報酬の請求等
国民年金	基本項目、記号番号、資格取得・喪失年月日と事由、電話番号、年金分類区分、年金支給区分等	未加入者勧奨資料の作成等
後期高齢者医療	基本項目、個人番号、被保険者番号、資格得喪失年月日、加入世帯の所得情報、年額保険料、収納額、口座関係項目、年金保険者、還付金額、充当金額等	納入通知書・納付書の発行、資格・賦課・収納状況の照会・異動処理等
選 挙	基本項目、登録年月日、抹消年月日、投票区等	投票所入場券等の発行、投票結果等の各種統計
財務会計	氏名、住所、電話番号、口座関係項目等	区の会計全般
インターネット施設予約	利用者ID、氏名、生年月日、郵便番号、住所、口座関係項目、利用年月日時間帯、利用施設番号、利用料金等	施設の予約申込及び抽選、貸出状況の照会等

基本項目〔氏名、生年月日、住所、方書、郵便番号、性別、世帯主氏名、世帯主との続柄、住定年月日、転入年月日、前住地、転出（予定）年月日、転出（予定）先、異動年月日と事由、届出年月日〕

Ⅲ 小型機電子計算機システム

各担当課が小型電子計算機（サーバ等）により個別の業務を処理するためのシステムであり、担当課の主導のもとに設置し、情報政策課はシステム導入や運営上の技術的サポートを行う。

1 小型電子計算機システム（令和4年度）

Ⅲ 小型機電子計算機システム

各担当課が小型電子計算機（サーバ等）により個別の業務を処理するためのシステムであり、担当課の主導のもとに設置し、情報政策課はシステム導入や運営上の技術的サポートを行う。

1 小型電子計算機システム（令和4年度）

設置部課		業務名
企画政策部	広報課	ホームページ運営
		通訳クラウドサービス
総務部	総務課	行政情報提供用パソコン
		文京区例規システム
		文書管理システム
	職員課	人事給与システム
		庶務事務システム
	税務課	国税連携システム
		eLTAX 地方税ポータルシステム
	危機管理課	全国瞬時警報システム(J-ALERT)
		安心メール配信システム
	防災課	災害情報システム
		水防災監視システム
		一斉情報伝達システム
		被災者生活再建支援システム
区民部	区民課	地域活動支援業務
		各種統計調査業務
		住居表示台帳管理システム
	経済課	中小企業等融資あっせんシステム
		PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム) 端末
		出前講座・出張相談端末
		消費者相談オンライン 端末システム
	戸籍住民課	戸籍情報システム
		住民基本台帳ネットワークシステム
		法務省データ連携端末
		住居表示台帳管理システム(方書台帳管理)
		住民基本台帳カード交付時本人確認用機器
		告知書等証明書作成業務(旧 証明作成用パソコン及びプリンター)
		ICカード裏面印刷用機器
		窓口番号発券機
		マイナンバーカードオンライン申請補助端末
		マイナンバーカード交付予約システム
コールセンター用パソコン		
アカデミー推進部	アカデミー推進課	ふるさと歴史館ネットワークシステム
		森鷗外データベースシステム

設置部 課		業務名
福祉部	高齢福祉課	地域包括ケア管理システム
		医療機関情報検索システム(介護事業者情報検索システム利用)
	障害福祉課	障害者総合支援システム
		障害支援区分判定等業務
		障害者就労支援センター利用者パソコン訓練業務
		タブレット端末等による障害者コミュニケーション支援業務
	生活福祉課	文京区生活保護システム
		東京都母子福祉資金貸付システム
	介護保険課	介護保険システム
		介護認定審査会支援システム
		介護保険システム(伝送システム)
		介護事業者情報検索システム
	国保年金課	国保総合システム・レセプト管理システム
		国民健康保険事業実績報告書作成システム
		特定健診・特定保健指導支援システム
		後期高齢者医療広域連合電算処理システム
子ども家庭部	子育て支援課	児童福祉システム
		子育て支援事業総合管理システム(旧:一時保育利用管理システム)
	幼児保育課	保育業務システム「こあら」
		保育園情報配信システム
		区立保育園一時保育業務システム
		区立保育園ICT化 施設等利用給付システム「ひつじ」
	子ども家庭支援センター	児童相談システム
保健衛生部	生活衛生課	衛生監視管理システム
		医事薬事情報システム
	健康推進課	がん検診システム
	予防対策課	公害健康被害補償業務
		障害者総合支援システム(福祉サービス受給者証発行)
		予防接種システム
		感染症診査協議会結核部会
	保健サービスセンター	化学検査業務(ガスクロマトグラフ)
		化学検査業務(液体クロマトグラフ(A))
		化学検査業務(液体クロマトグラフ(B))
		化学検査業務(原子吸光分光光度計)
		化学検査業務(分光光度計)
		放射線対策業務
		微生物検査業務(結核QFT検査)
		デジタルX線画像診断システム
		微生物検査業務(リアルタイムPCR)
母子保健システム		

設置部課		業務名
都市計画部	都市計画課	都市計画図検索システム
	地域整備課	細街路管理台帳システム
	住環境課	住宅管理システム
	建築指導課	建築基準法道路等管理システム
土木部	管理課	占用管理業務システム
		地籍調査
		ファイリング(境界確定資料)システム
		道路管理システム
	撤去自転車及び駐輪場管理システム	
道路課	土木工事積算業務	
資源環境部	環境政策課	文京区地球温暖化対策管理システム
		光化学スモッグ及びPM2.5情報転送システム
		公害管理システム
	リサイクル清掃課	東京二十三区廃棄物情報管理システム
	文京清掃事務所	清掃事業総合情報システム
		ごみ処理券管理システム
粗大ごみ収集システム		
施設管理部	施設管理課	営繕工事業務
会計管理室		金銭会計事務処理業務(納入済通知書OCR読取)
教育推進部	教育総務課	学区域住基シミュレーションシステム(きあらシステム利用)
		学校・幼稚園情報配信システム
		学校支援地域本部事業用パソコン
奨学資金及び入学支度資金貸付・償還システム		
学務課	きあらシステム(就学事務システム)	
	児童青少年課	学童保育システム
		学童保育情報配信システム
		青少年プラザ貸出用パソコン
	教育センター	タブレットを活用した療育指導
		障害児通所・相談支援請求システム
		教育センター総合相談システム
真砂中央図書館	文京区立図書館システム	
選挙管理委員会		選挙事務における開票集計業務
		選挙・国民投票事務における期日前(不在者)投票事務及び当日投票事務
		選挙事務従事者管理システム
		選挙事務における投・開票速報事務
		裁判員候補者名簿管理
区議会事務局		区議会本会議動画配信業務
		区議会音響設備等管理業務
		区議会ペーパーレス化業務

2 小型電子計算機の主な記録項目

事務の種類	記録項目	主な小型電子計算機
総務・管理事務	区例規集、現行法規及び判例体系、人事情報、給与情報、控除情報等、文書情報等	文京区例規システム 人事給与システム 庶務事務システム 文書管理システム
区民・戸籍事務	基本項目、本籍、筆頭者氏名、在籍者の名、生年月日、父母の氏名、父母との続柄、出生事項、婚姻事項、離婚事項、死亡事項等の身分事項、在籍者の住所、住所を定めた日、在外選挙人名簿登録者の登録地選挙管理委員会、登録年月日、抹消年月日、区住宅地図、各種統計の調査区地図	戸籍情報システム 住民基本台帳ネットワークシステム
社会福祉事務	基本項目、個人番号、世帯番号、申請年月日、申請区分、障害者区分、受給者、続柄、障害種別、申請種別、認定年月日、一次判定結果、二次判定結果、理由、障害程度区分、認定有効期間、支給決定日、受給者番号、交付年月日、所得区分、上限月額、上限月額適用期間、特別給付費、特別給付費適用期間、変更年月日、変更理由、取消年月日、取消理由、サービス内容、支給量、支給期間、事業所情報、口座振込情報等、母子保健関係（健診データ、相談記録、事業参加記録、事業利用記録等）情報	障害者総合支援システム 母子保健システム
老人福祉事務	基本項目、申請情報、認定調査情報、主治医意見書情報、一次判定情報、認定審査会情報、二次判定情報、相談者等の住民記録に関する情報、心身に関する情報、経歴・技術に関する情報、経済状況に関する情報、生活状況に関する情報	地域包括ケア管理システム 介護保険システム 介護認定審査会支援システム
生活保護事務	基本項目、生活・住宅・教育・生業等生活保護決定に関する情報	文京区生活保護システム
児童福祉事務	基本項目、外国人情報（個人番号、世帯番号、住所、氏名、通称名、生年月日、住民となった年月日、住定日、消滅日）、住民税情報（所得、扶養、控除、課税情報）、年金情報（基礎年金番号、入退情報）	児童福祉システム 学童保育システム 保育業務システム
環境・衛生事務	食品衛生台帳、取去検査業務データ、食中毒処理業務データ、環境衛生台帳、認定番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、疾病名、障害の程度、給付種別、初回申請日、初回認定日、更新期間、見直期間、保険者情報、振込先情報、通院状況、給付記録、予防接種種類、接種日、接種場所、住民記録関係情報（氏名、生年月日、住所、性別、世帯、個人番号）、検診結果関係（検診日、問診内容、検診結果）情報、特定個人情報	衛生監視管理システム 医事薬事情報システム 公害健康被害補償業務システム 予防接種システム がん検診システム
生活・産業経済事務	あつせん結果（あつせん年月日、あつせん金額、融資種類、資金使途、本人負担率、利子補給率、金融機関、報告年月日、可否決区分、約定情報、償還回数、据置月数、返済期間）、償還状況（あつせん番号、貸付金額、利子補給終了日、利子補給金額、期間）、統計、利用者情報（利用者番号、名称、所在地、電話番号）、代表者情報（氏名、生年月日、住所、電話番号）、事業所情報（業種、創業年月、個人/法人、資本金、役員数、従業員数）、信用保証情報	中小企業等融資あつせんシステム
土木関連事務	都市計画情報、住宅情報、世帯情報、収入情報、口座情報、金融機関情報、賃貸契約情報、収納管理情報、各種係数、建築確認申請受付簿、道路位置指定申請図、画像データ（境界確定図、告示、街区多角点資料等）、道路台帳平面図	都市計画図検索システム 住宅管理システム 建築基準法道路等管理システム ファイリング（境界確定資料）システム
教育関連事務	登録者データ（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、貸出中資料情報、予約情報、メールアドレス、インターネット用パスワード）、資料データ（書誌データ、所蔵データ、閲覧管理データ）	区立図書館システム

基本項目・・・氏名、生年月日、住所、方書、郵便番号、性別、メールアドレス、電話番号、世帯主氏名、世帯主との続柄、住定年月日、転入年月日、前住所、転出（予定）年月日、転出（予定）先、異動年月日、異動事由、届出年月日

IV 情報化の推進

1 小型電子計算機の共通基盤への搭載について

仮想化技術を用いて、全庁的なシステムの最適化を推進するため、平成 26 年 10 月に共通基盤を構築し、内部情報系システムを搭載するとともに、「文京区情報システム取組指針」（平成 26 年 3 月策定）に基づき、小型電子計算機（小型機）の共通基盤への搭載を進めている。現在の搭載状況は、以下のとおりである。

No.	所管課	業務名	実施年度
1	広報課	ホームページ運営	平成 26 年度
2	生活衛生課	衛生監視管理システム	
3	生活福祉課	生活保護システム	平成 27 年度
4	幼児保育課	保育業務システム	
5	情報政策課	財務会計システム	
6	介護保険課	介護保険システム	
7	子育て支援課	児童福祉システム	平成 28 年度
8	予防対策課	予防接種システム	
9	学務課	就学事務システム(きあらシステム)	平成 30 年度
10	障害福祉課	障害者総合支援システム	
11	子育て支援課	子育て支援事業総合管理システム	
12	生活衛生課	医事薬事情報システム	
13	健康推進課	がん検診システム	
14	総務課	文書管理システム	令和元年度
15	職員課	庶務事務システム	
16	保健サービスセンター 健康推進課	母子保健システム	
17	教育センター	教育センター総合相談システム	
18	子ども家庭支援センター	児童相談システム	令和3年度
19	戸籍住民課	戸籍情報システム	令和4年度

2 電子申請利用状況

令和4年度の電子申請の利用状況は、以下のとおりである。

《令和4年4月～令和5年3月》

部課名	手続名	申請件数		
		電子申請(件)	全体(件)	利用率
企画政策部 広報課	第25回文京区政に関する世論調査	-	-	-
		(423)	(1,182)	(35.8%)
総務部 総務課	情報公開請求	339 (370)	627 (675)	54.1% (54.8%)
	ダイバーシティ関連イベント	- (362)	- (362)	- (100.0%)
総務部 職員課	文京区職員採用選考申込	149 (193)	223 (292)	66.8% (66.1%)
	文京区働く魅力説明会	222 (175)	224 (175)	99.1% (100.0%)
総務部 防災課	避難行動要支援者情報登録申込	0 (3)	281 (270)	0.0% (1.1%)
	防災教室	15 (15)	59 (31)	25.4% (48.4%)
	家具転倒防止器具設置助成金交付申請	23 (10)	89 (66)	25.8% (15.2%)
区民部 区民課	り災証明書交付申請	0 (0)	0 (0)	0.0% (0.0%)
	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会公募委員の募集	3 (-)	5 (-)	60.0% (-)
区民部 経済課	消費生活推進員養成講座(全8回)	13 (2)	15 (7)	86.7% (28.6%)
	消費生活研修会	- (30)	- (30)	- (100.0%)
	夏休み子ども向け研修会	100 (53)	100 (53)	100.0% (100.0%)
区民部 戸籍住民課	個人番号カード交付申請書	459 (-)	835 (-)	55.0% (-)
アカデミー推進部 アカデミー推進課	アカデミー関連イベント	1,298 (212)	1,623 (339)	80.0% (62.5%)
アカデミー推進部 スポーツ振興課	スポーツ指導者派遣申請・実績報告	18 (0)	116 (18)	15.5% (0.0%)
	スポーツ関連教室	3,531 (2,675)	3,611 (2,827)	97.8% (94.6%)
	オリンピック・パラリンピック関連イベント	- (90)	- (142)	- (63.4%)
福祉部 障害福祉課	日帰りバスレクリエーション事業及びアンケート	4 (43)	80 (289)	5.0% (14.9%)
	医療的ケアを必要とするお子様の生活に関する調査	10 (0)	44 (0)	22.7% (0.0%)
	全国在宅障害児・者等実施調査(生活のしづらさなどに関する調査)対象者確認	53 (-)	103 (-)	51.5% (-)
福祉部 生活福祉課	ひきこもり等自立支援事業～STEP～講演会	78 (-)	150 (-)	52.0% (-)
福祉部 介護保険課	文京区介護給付費過誤申立	18 (0)	924 (2,507)	1.9% (0.0%)
福祉部 国保年金課	国民健康保険事業(スバ・ラクーア割引利用券)	1,172 (589)	1,530 (1,035)	76.6% (56.9%)
	健診結果記入票(健診結果提供のお願い)	0 (0)	0 (0)	0.0% (0.0%)
子ども家庭部 子育て支援課	乳幼児及び義務教育就学児医療証再交付申請	67 (65)	256 (226)	26.2% (28.8%)
	文京区病児・病後児保育事業	417 (442)	955 (1,013)	43.7% (43.6%)
	一時保育利用(キッズルームシビック・目白台・かごまち・若荷谷)	10,511 (10,383)	11,489 (11,381)	91.5% (91.2%)
	子育て訪問支援券の交付申請・ひとり親家庭子育て訪問支援券事業追加交付申請	898 (745)	1,718 (2,139)	52.3% (34.8%)
	子育て短期支援事業(子どもショートステイ・トワイライトステイ)	243 (169)	419 (315)	58.0% (53.7%)

《令和4年4月～令和5年3月》

部課名	手続名	申請件数		
		電子申請(件)	全体(件)	利用率
子ども家庭部 幼児保育課	令和5年度4月文京区立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)入園申込	291 (379)	291 (390)	100.0% (97.2%)
	施設等利用費の支給及び認可外保育施設保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書	413 (-)	423 (-)	97.6% (-)
子ども家庭部 子ども家庭支援センター	育児スキルトレーニング	36 (48)	40 (50)	90.0% (96.0%)
保健衛生部 生活衛生課	飼い犬の死亡届	45 (52)	407 (444)	11.1% (11.7%)
保健衛生部 健康推進課	ぶんきょう野菜塾・ハッピーベジタブル・アンケート	92 (142)	92 (142)	100.0% (100.0%)
	特定給食施設連絡会等関連事業	53 (249)	53 (297)	100.0% (83.8%)
保健衛生部 予防対策課	予防接種実施依頼書	258 (324)	284 (376)	90.8% (86.2%)
	予防接種予診票の交付受付	236 (148)	1,611 (1,834)	14.6% (8.1%)
	プール使用券支給申請	17 (17)	75 (60)	22.7% (28.3%)
	ぜん息児水泳教室・アレルギー講演会・講座等	136 (186)	235 (211)	57.9% (88.2%)
	新型コロナワクチン接種関連事業	17,309 (16,882)	30,710 (26,302)	56.4% (64.2%)
	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会	59 (55)	59 (61)	100.0% (90.2%)
	こころサポーター養成講座	195 (-)	195 (-)	100.0% (-)
保健衛生部 保健サービスセンター	1st Birthday サポート事業	1,792 (2,049)	1,847 (2,053)	97.0% (99.8%)
	母親学級等保健事業講演会・講座	319 (167)	354 (167)	90.1% (100.0%)
土木部 管理課	定期利用制自転車駐車場利用者一斉募集申請	952 (839)	1,188 (1,133)	80.1% (74.1%)
土木部 みどり公園課	みどり公園関連イベント	980 (731)	1,411 (1,256)	69.5% (58.2%)
資源環境部 環境政策課	親子環境教室	182 (232)	182 (232)	100.0% (100.0%)
資源環境部 リサイクル清掃課	コンポスト化容器あっせん	- (4)	- (5)	- (80.0%)
	家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請	22 (-)	43 (-)	51.2% (-)
	エコ関連事業	358 (540)	437 (577)	81.9% (93.6%)
	文京区リサイクル推進協力店登録・ぶんきょう食べきり協力店登録	9 (4)	12 (6)	75.0% (66.7%)
	リサイクル推進サポーター養成講座(全5回)	4 (4)	15 (5)	26.7% (80.0%)
資源環境部 文京清掃事務所	防鳥用ネット貸付申請	0 (0)	497 (504)	0.0% (0.0%)
選挙管理委員会事務局	不在者投票における投票用紙等のオンライン請求	0 (1)	0 (1)	0.0% (100.0%)
	若年層啓発グループ「文京 Vote Supporters」参加申込	3 (12)	6 (13)	50.0% (92.3%)
教育推進部 教育総務課	子ども考古学教室・文化財講演会	146 (118)	197 (183)	74.1% (64.5%)
	文京区塾代助成事業アンケート	49 (56)	49 (79)	100.0% (70.9%)
教育推進部 学務課	学校施設使用(施設開放)インターネット施設予約システム導入説明会	- (128)	- (136)	- (94.1%)
教育推進部 児童青少年課	NPプログラム講座	21 (14)	22 (15)	95.5% (93.3%)
教育推進部 教育センター	教育センター関連イベント	8,228 (6,037)	8,497 (6,266)	96.8% (96.3%)
合計		51,846 (46,467)	74,708 (68,172)	69.4% (68.2%)

注) () の数値は、令和3年度の実績を示す。-及び(-)は、電子申請が実施されていないことを示す。

3 職員の情報リテラシー向上

(1) O A研修受講実績（令和4年度）

	研 修 名	実施状況	参加者数
職員課研修	Word 初級編	1日×1回	25人
	Word 中級編	1日×2回	43人
	Excel 初級編	1日×3回	55人
	Excel 中級編	1日×3回	69人
	Power Point 初級編	1日×1回	18人
	Access 初級編	1日×1回	21人
特別区研修	情報システム開発委託管理	2日×2回	2人

(2) 情報セキュリティ研修受講実績（令和4年度）

対 象 者	実施状況	参加者数
会計年度任用職員・派遣職員	18回	38人

(3) 情報政策課職員研修受講実績（令和4年度）

研 修 内 容	延べ回数	延べ参加者数
I Tスキル研修	12回	12人

(4) R P A ・ A I - O C R 研修受講実績（令和4年度）

研 修 名	実施状況	参加者数
RPA 操作研修（初級）	16回	16人
RPA 操作研修（中級）	2回	2人
令和4年度 RPA・AI-OCR 導入説明会	1回	11人

(5) 小型機（システム）担当者向け実務研修実績（令和4年度）

研 修 名	実施状況	参加者数
小型機（システム）担当者研修	1回	22人

4 自治体DX推進の取組み

本区の自治体DXの推進のため、令和4年度に行った取り組みは以下のとおりである。

(1) 職員向け研修の開催

研修名	開催日	対象者	開催目的
DX相談会	5月18日(水)	管理職 一般職	DXに関する知識や先進自治体の事例から業務改革の具体的なイメージを持つとともに、DXの推進による区民サービスの変革に向けた政策形成の視点を得ること。
DX推進	7月26日(火)	一般職	DX推進の第一歩として、DXに関する基礎知識及びDX推進事例を学ぶとともに、ITツールを活用した業務効率化の取組手法とその先にあるDX推進に向けた視点・知識を習得すること。
DX講演会	8月8日(月)	管理職	DXの捉え方や必要性について、共通認識を図るとともに、DX推進において、管理職に求められているリーダーシップやコミットメント等に関する内容について理解を深めること。

(2) 文京区職員DX推進行動指針の策定

自治体DXの推進は、仕事のやり方を変えることに繋がり、デジタル化に対応した働き方へ変えていくためには、規則や要綱などのルールを見直していくとともに、職員の意識改革が必要となっている。

「なぜ変えるのか」「変えるとどうなるのか」といった理由や将来像の具体例を示すことで、全職員が共通のイメージを共有しながら、“変革”に向かって行動に移していくことを目指し、令和4年8月に「文京区職員DX推進行動指針」を策定した。

(3) 行政手続きのオンライン化及びBPR推進に向けた取り組み

(ア) DX推進人材派遣事業

情報システム導入や手続きのオンライン化など、所管課が抱える課題・問題について、DX推進の専門職員が伴走型の支援を行うことで、デジタル技術を活用した課題解決を図った。

【実施事例】

- ふるさと歴史館システム機器入替における要件定義支援
- 育成室における入室手続き等のデジタル化支援

(イ) Excel万屋事業

Microsoft Excelの利用において、業務効率化のための活用や過去に作成した

ファイルのトラブル対応など、Excel 操作に精通した職員が、Excel の作成・修正などを対応し、業務の効率化を図った。

【実施事例】

- 児童館利用実績報告の集計作業効率化
- 母子保健事業統計集計ファイルのトラブル改善

(ウ) オンライン申請フォーム作成システムの利用

行政手続きのオンライン化を促進するため、ユーザーインターフェースや操作方法など、職員が使いやすい電子申請システムを導入するとともに、新たにオンライン上でのキャッシュレス決済を開始した。

サービス名	製品名	導入時期
オンライン申請フォーム作成システム	L o G o フォーム	令和4年11月

(エ) 窓口キャッシュレス決済モデル事業

区の全ての窓口におけるキャッシュレス決済の実現に向けて、導入時の検討事項や手続き等をワンパッケージにした仕組みを構築するため、一時保育事業（キッズルームシビック）での窓口キャッシュレス決済モデル事業を実施した。

実施施設	サービス名	事業期間
キッズルームシビック (文京シビックセンター 3階)	窓口キャッシュレス決済 端末「KAZAPi」	令和4年11月 ～ 令和5年3月

※キッズルームシビックにおける窓口キャッシュレス決済は、令和5年4月より本格実施へ移行した。

(4) デジタルツール等の活用

下表のデジタルツールについて継続して利用し、業務の効率化等に活用を図った。

サービス名	製品名	導入時期
RPA	WinActor	平成31年4月
AI-OCR	NaNaTsu AI-OCR with DX Suite	令和2年4月
AI 議事録	AmiVoice Scribe Assist	令和2年7月
ビジネスチャット	L o G o チャット	令和3年4月
申請・届出等手続きガイドサイト	手続きガイドサービス	令和3年6月
オンラインストレージサービス	b o x	令和4年1月

(5) ペーパーレス会議環境の整備

ペーパーレス会議の実施を推進するため、庁舎内及び出先機関の打合せスペース等に、24型モニターを設置する環境整備を図った。

設置場所	設置機器
企画政策部企画課外 41 箇所	24 型卓上ディスプレイ

※設置機器は、令和4年12月に賃貸借期間が満了となった機器を買い取りしたもの。

V 関係規程等一覧

文京区電子計算組織の運営に関する規則

平成 14 年 3 月 29 日

規則第 46 号

改正 平成 15 年 3 月 6 日規則第 7 号

平成 18 年 6 月 9 日規則第 83 号

平成 25 年 8 月 27 日規則第 67 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 19 号

(目的)

第 1 条 この規則は、文京区における電子計算組織の適正かつ効率的な運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子計算組織 与えられた処理手順に従って一連の事務処理を自動的に行う電子的機器により構成された組織をいう。
- 二 部長 文京区会計事務規則（昭和 39 年 4 月文京区規則第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する部長をいう。
- 三 課長 文京区会計事務規則第 2 条第 4 号に規定する課長をいう。
- 四 適用予定業務 次条に規定する文京区情報システム委員会が決定した適用年次計画により処理する業務をいう。
- 五 重要磁気記録 磁気記録のうち、特に漏えい、滅失、損傷等を防止する必要のあるものをいう。
- 六 電算室 電子計算機室及びその付帯施設、せん孔作業室並びに事後処理室をいう。

(委員会の設置)

第 3 条 電子計算組織の適正かつ効率的な運営を図るため、文京区情報システム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 電子計算組織の適用計画に関すること。
- 二 電子計算組織に記録する住民に関する項目の追加、変更及び廃止に関すること。
- 三 電子計算組織に係る機種の変更並びに新設及び増設に関すること。
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、電子計算組織の運営に関する事項で、委員長が必要があると認めた事項。

(組織)

第 5 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画政策部長の職にある者とし、委員会を代表し、その事務を総括する。
- 3 副委員長は、企画政策部情報政策課長（以下「情報政策課長」という。）の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 企画政策部企画課長、企画政策部財政課長、総務部総務課長、総務部職員課長、総務部税務課長、区民部戸籍住民課長（以下「戸籍住民課長」という。）及び教育局教育推進部教育総務課長の職にある者
- 二 職員団体が推薦する区職員で、区長が任命する二人の者
（招集）

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

（意見聴取）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（部会）

第8条 委員会は、その効果的運営を図るため、部会を置くことができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画政策部情報政策課（以下「情報政策課」という。）において処理する。

（計画書の提出）

第10条 部長は、所掌する事務を処理するために電子計算組織を利用しようとするときは、その利用方法により、次の各号に掲げる計画書を企画政策部長に提出しなければならない。

- 一 システム継続計画書 現に電子計算組織を利用している業務で、翌年度も引き続き実施するとき。
- 二 システム変更計画書 現に電子計算組織を利用している業務で、翌年度からシステムを変更して実施するとき。
- 三 新規適用計画書 適用予定業務で、翌年度から実施するとき。
- 四 適用計画総括表 前3号に規定する計画書を総括したもの。

（依頼書の提出）

第11条 部長は、年度の途中において、所掌する事務を処理するために電子計算組織を利用しようとするときは新規適用計画依頼書を、システムを変更しようとするときはシステム変更適用計画依頼書を、計画の実施に必要な期間を考慮の上、企画政策部長に提出しなければならない。

（付議）

第12条 企画政策部長は、第10条に規定する計画書又は前条に規定する依頼書（以下「計画書等」という。）が提出されたときは、委員会に付議しなければならない。

（付議の特例）

第13条 前条の規定にかかわらず、企画政策部長は、提出された計画書等が急施を要すると認めるときは、適用の可否を決定することができる。

2 企画政策部長は、前項の規定により適用の可否を決定したときは、委員会に報告しなければならない。

（公表）

第14条 企画政策部長は、電子計算組織による事務処理の状況について、適時に区民に公表するものとする。

（住民記録の利用）

第15条 新たに住民記録を利用して資料の提供を受けようとする部長は、あらかじめ住民記録利用協議書により区民部長に協議し、その結果を計画書等に添えて企画政策部長に提出しなければならない。

2 住民記録を利用した部長は、利用の結果について、住民記録利用状況報告書により区民部長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた区民部長は、毎年一回、住民記録の利用の結果を委員会に報告しなければならない。

(税情報の利用)

第16条 新たに税情報を利用して資料の提供を受けようとする部長は、あらかじめ税情報利用協議書により総務部長に協議し、その結果を計画書等に添えて企画政策部長に提出しなければならない。

2 税情報を利用した部長は、利用の結果について、税情報利用状況報告書により総務部長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた総務部長は、毎年一回、税情報の利用の結果を委員会に報告しなければならない。

(住民情報のフィードバック)

第17条 住民記録を利用した課長は、その業務の遂行に当たって住民記録に誤りがあると認めたときは、戸籍住民課長に連絡しなければならない。

2 前項の連絡を受けた戸籍住民課長は、住民記録を正確に維持するために必要な措置を講じなければならない。

(重要磁気記録の管理)

第18条 区長は、重要磁気記録に係る事故を防止するため、必要に応じ予備記録を作成し、適切に保管しなければならない。

(磁気記録の廃棄)

第19条 区長は、不要となった磁気記録を廃棄するときは、記録された情報の漏えいを防ぐため、必要な措置を講じなければならない。

(電算室への立入制限)

第20条 情報政策課長は、電算室に情報政策課の職員以外の者を立ち入らせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず情報政策課長は、必要があると認めたときは、情報政策課の職員以外の者を立ち入らせることができる。

3 情報政策課長は、前項の規定により情報政策課の職員以外の者を立ち入らせたときは、その氏名等を記録するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(保安)

第21条 電子計算機室及びその付帯施設には、火災その他の災害に備えて必要な保安措置を講じなければならない。

(事務の委託)

第22条 区長は、電子計算組織による事務処理又はせん孔業務を外部に委託するときは、当該委託の契約書に秘密保持義務、立入検査等秘密の保持に必要な事項を明記するものとする。

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(東京都文京区電子計算組織の運営に関する条例施行規則の廃止)

2 東京都文京区電子計算組織の運営に関する条例施行規則は、廃止する。

付 則 (平成 15 年 3 月 6 日規則第 7 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 6 月 9 日規則第 83 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 25 年 8 月 27 日規則第 67 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

文京区情報セキュリティに関する規則

平成 15 年 6 月 4 日

規則第 50 号

改正 平成 16 年 3 月 8 日規則第 12 号
平成 17 年 8 月 31 日規則第 59 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 15 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 27 号
平成 22 年 11 月 18 日規則第 58 号
平成 24 年 3 月 22 日規則第 17 号
平成 26 年 3 月 19 日規則第 9 号
平成 27 年 3 月 20 日規則第 11 号
平成 27 年 10 月 5 日規則第 65 号
平成 29 年 5 月 29 日規則第 33 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 24 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 組織及び体制（第 4 条—第 9 条の 2）
- 第 3 章 情報資産（第 10 条—14 条）
- 第 4 章 人的セキュリティ（第 15 条—第 17 条）
- 第 5 章 物理的セキュリティ（第 18 条）
- 第 6 章 技術的セキュリティ（第 19 条—第 26 条）
- 第 7 章 緊急時対応（第 27 条）
- 第 8 章 評価及び見直し（第 28 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、情報セキュリティに関し必要な事項を定め、区の保有する情報資産を脅威から保護し、情報セキュリティの確保と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 課長等 課（文京区役所組織規則（平成 12 年 3 月文京区規則第 31 号）第 7 条に規定する課並びに会計管理室、福祉事務所の課、保健所の課、議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局並びに教育局の課、教育センター及び真砂中央図書館並びに文京区立学校設置条例（昭和 34 年 4 月文京区条例第 13 号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校をいう。）の長をいう。
- 二 職員等 文京区職員定数条例（昭和 50 年 3 月文京区条例第 4 号）第 1 条に規定する職員、学校職員服務取扱規程（平成 12 年 3 月文京区教育委員会訓令第 5 号）第 2 条に規定する職員、職員の

勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月文京区条例第4号）第2条第3項に規定する短時間勤務の職を占める職員、文京区非常勤職員規則（昭和42年3月文京区規則第12号）第1条に規定する非常勤職員及び臨時職員取扱要綱（8文総職発第803号）第2条に規定する臨時職員をいう。

三 操作者 情報資産に接する区長、副区長、教育長及び職員等をいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 電子的機器 電気通信回線、電気通信関係装置及び電子計算機（当該電子計算機に用いる周辺装置を含む。）をいう。

六 ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）であって、情報システムに属するもの又は複数の情報システムをつなぐものをいう。

七 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

八 情報資産 ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体、ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）並びに情報システムの仕様書等のシステム関連文書をいう。

九 情報セキュリティ 情報資産の機密性（情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。以下同じ。）、完全性（情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護することをいう。以下同じ。）及び可用性（許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。以下同じ。）を維持することをいう。

十 情報セキュリティポリシー この規則及びこの規則に基づき定められる情報セキュリティに係る対策基準（以下「対策基準」という。）をいう。

十一 情報セキュリティポリシー等 情報セキュリティポリシー並びに対策基準を具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定めるもの（以下「実施手順」という。）及びマニュアル、ハンドブック等をいう。

十二 脅威 意図しない操作、故意の不正アクセス又は不正操作による情報の持ち出し、盗聴、改ざん及び消去、電子的機器及び媒体の盗難、情報システム以外の電子的機器の接続によるデータの漏えい、コンピュータウィルス、地震、落雷、火災等の災害並びに故障等による情報システム及び業務の停止等による情報資産への侵害をいう。

十三 コンピュータウィルス 第三者のプログラム又はデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能（他のプログラムに自らを複製し、又は情報システムの機能を利用して自らを他の情報システムに複写することにより、他の情報システムに伝染する機能をいう。）、潜在機能（発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能をいう。）又は発病機能（情報資産の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能をいう。）のいずれか一つ以上を有するものをいう。

（対象範囲）

第3条 この規則は、情報資産及び操作者を対象とする。ただし、文京区立学校設置条例に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに教育センターにおいて教育のために用いる電子計算組織は、この規則の対象としない。

第2章 組織及び体制

(最高情報統括責任者)

第4条 区の情報システム及び情報の流通を統括し、情報化施策を推進するため、最高情報統括責任者を置く。

2 最高情報統括責任者は、副区長をもって充てる。

(最高情報セキュリティ責任者)

第4条の二 区の情報資産を脅威から保護し、情報セキュリティ対策を総合的に実施するため、最高情報セキュリティ責任者を置く。

2 最高情報セキュリティ責任者は、副区長をもって充てる。

(管理体制)

第5条 最高情報セキュリティ責任者は、文京区 IT・情報セキュリティ委員会、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者をもって情報セキュリティの管理体制を確立する。

(統括情報セキュリティ責任者)

第6条 統括情報セキュリティ責任者は、企画政策部長をもって充てる。

2 統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者の命を受け、情報セキュリティ対策の適切な管理を行う。

(情報セキュリティ責任者)

第7条 情報セキュリティ責任者は、情報政策課長をもって充てる。

2 情報セキュリティ責任者は、統括情報セキュリティ責任者の命を受け、具体的な情報セキュリティ対策を実施する。

(情報システム管理者)

第8条 情報システム管理者は、課長等をもって充てる。

2 情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者の命を受け、所管する情報資産の情報セキュリティ対策を実施する。

(委員会の設置)

第9条 最高情報統括責任者は、区における情報化施策及び情報セキュリティ対策を総合的に推進するため、文京区 IT・情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急即応チームの設置)

第9条の二 最高情報セキュリティ責任者は、脅威が発生したとき又はそのおそれがあるときは別に定める緊急時情報セキュリティ対応計画（以下「緊急時対応計画」という。）に基づき、緊急即応チームを設置する。

2 緊急即応チームに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 情報資産

(情報の分類及び取扱い)

第10条 情報システム管理者は、所管する情報資産を管理するときは、最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等を遵守し、情報資産を機密性、完全性及び可用性の重要度により分類する。

2 情報システム管理者は、前項に規定する分類に応じて、情報資産の取扱いの制限を行わなければならない。

(情報資産の管理)

第11条 情報システム管理者は、その所管する情報資産について管理責任を有し、情報資産を適切に管理しなければならない。

2 操作者は、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第4章 人的セキュリティ

(操作者の責務)

第15条 操作者は、情報セキュリティポリシーに規定する事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの教育及び啓発)

第16条 統括情報セキュリティ責任者は、常に操作者が脅威を認識し、前条の責務を果たせるよう、情報セキュリティに関する教育及び啓発に努めなければならない。

2 情報システム管理者は、情報システムを運用する者に対し、次に掲げる情報セキュリティに関する事項の教育及び啓発に努めなければならない。

一 情報セキュリティ管理体制

二 情報システムへの不正アクセス対策

三 情報システムのぜい弱性対策

四 コンピュータウイルス対策

五 情報システム運用上の情報セキュリティ事故

六 その他統括情報セキュリティ責任者が必要があると認めた事項

(違反)

第17条 情報システム管理者は、情報セキュリティポリシー又は他の法令の規定に違反する行為により、区の情報資産に対する著しい脅威又はそのおそれが生じたと判断したときは、当該行為の際の作動状況、管理状況その他の参考とすべき事項に関する文書その他のものを添えて、委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、情報セキュリティの専門性に鑑み、当該行為が情報セキュリティポリシー又は他の法令の規定に違反し、区の情報資産に対する著しい脅威又はそのおそれが生じたか否かを審議する。

3 委員会は、前項の規定による審議により当該行為が情報セキュリティポリシー等又は他の法令の規定に違反し、区の情報資産に対する著しい脅威又はそのおそれが生じたと認めた場合において、その事実が職員の分限又は懲戒に関わると認めたときは、文京区職員分限懲戒審査委員会規程（昭和52年12月文京区訓令甲第17号）第1条に規定する文京区職員分限懲戒審査委員会又は文京区教育委員会に対し、審議結果を報告する。

第5章 物理的セキュリティ

(物理的な保護)

第18条 情報システム管理者は、情報システムを設置するときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

一 最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等に基づき、情報セキュリティ管理区域（情報システムの設置場所をいう。）を管理すること。

二 電子的機器を物理的な喪失、損傷等から保護すること。

第六章 技術的セキュリティ

(情報システム利用の原則)

第19条 情報システムの利用は、電子計算組織規則の定めるところによる。

2 外部の接続の用に供する情報システムの利用については、前項によるもののほか、最高情報セキュリティ責任者が別に基準等を定める。

(運用管理の原則)

第20条 情報システムの運用管理は、情報システム管理者が実施手順等を定め、遵守することにより、継続的な運営を図るものとする。

2 情報システム管理者は、外部委託によって情報システムを運用するときは、当該委託の契約書に受託者が情報セキュリティポリシー等を遵守するよう明記しなければならない。

(ソフトウェアからの保護)

第21条 最高情報セキュリティ責任者は、ソフトウェアによる情報資産の破壊、改ざん等に係る対策及びコンピュータウイルスに係る対策について、別に基準等を定める。

(ネットワークの管理)

第22条 最高情報セキュリティ責任者は、情報基盤の運用管理に関する必要な措置について、別に基準等を定める。

2 情報システム管理者は、独自でネットワーク環境を構築するときは、前項に定める基準等を遵守し、ネットワークの情報セキュリティを確保しなければならない。

(電子メールの取扱い)

第23条 情報システム管理者は、電子メールの用に供する情報システムを運用管理するときは、最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等に基づき、電磁的記録が外部に漏えいしないよう必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制御)

第24条 情報システム管理者は、アクセス制御を用いる情報システムを運用管理するときは、最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等に基づき、情報資産の適正な利用について制御するため、必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第25条 情報システム管理者は、情報システムの特性に応じた作業状況、管理状況その他参考となる事項に関するアクセス記録を取得し、適切に保管しなければならない。

2 前項のアクセス記録は、時刻設定の同期化その他アクセス記録の精度及び信頼性を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(遠隔地操作)

第26条 情報システム管理者は、リモートアクセス（遠隔地から電子計算機を用いて情報システムに接続することをいう。以下同じ。）の用に供する情報システムを運用管理するときは、最高情報セキュリティ責任者が別に定める基準等に基づき、当該リモートアクセスに係るネットワークの情報セキュリティを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

第7章 緊急時対応

(緊急時における対応)

第27条 最高情報セキュリティ責任者は、脅威が発生したときは、緊急時対応計画に基づき、情報資産への被害の拡大を防止し、その復旧を図るものとする。

第8章 評価及び見直し

(評価及び見直し)

第28条 委員会は、情報システムの変更、新たな脅威等を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の評価及び見直しに努めなければならない。

2 前項の評価及び見直しは、情報セキュリティに係る監査を実施することにより行うものとする。

3 委員会は、前項の監査の結果について審議し、情報セキュリティポリシー等の改善について、最高情報セキュリティ責任者に助言又は勧告を行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、公布の日から施行する。

2 削除

付 則 (平成16年3月8日規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年8月31日規則第59号)

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月31日規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年11月18日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月22日規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月19日規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月20日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年10月5日規則第65号)

この規則は、平成29年10月5日から施行する。

付 則 (平成29年5月29日規則第33号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日規則第24号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。